

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬： (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定所や労働条件通知書に記載されている額)の100% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬： 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000円 活動1日当たり 50,000円 成功報酬： (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定所や労働条件通知書に記載されている額)の100% 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬： (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定所や労働条件通知書に記載されている額)の100% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
-----------------------------	--

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
※成功報酬については個別の求人者と「人材紹介等に関する契約書」にて定める手数料を適用します。
許可番号 13-ユ-305677
事業所の名称 アイ・ビジネスサポート株式会社
所在地 〒171-0022 東京都豊島区南池袋二丁目41番19号 アン令和ビル1F